

令和7年12月10日
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年9月25日から令和7年10月25日まで、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン案」に関する意見の募集を行いましたところ、計43件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	十分な水準で運用している団体においては任意なのか。「労務費ダンピング調査」の位置づけが不明である。	入契法の規定に基づき、入札金額の内訳を記載した書類の確認が義務付けられております。一方、労務費ダンピング調査はその確認方法の一例であり、その実施は必須ではありません。
2	設計施工一括方式（DB方式）や、高度技術提案型総合評価方式の場合、実施の必要はあるか。	設計施工一括方式（DB方式）や、高度技術提案型総合評価方式の場合においても労務費ダンピング調査を行う必要があります。
3	指名競争入札といった発注側が業者選定を行っているような案件や、予定価格の事前公表している工事案件、災害時といった緊急事態も調査除外として明確化できないか。 労務費ダンピング調査は経費・手間がかかり、公共工事を請けたくない事業者が出てくるのではないか。 新規の建設事業者や平均年齢が若かったり技能実習生が多いような建設事業者だと、建設業者側は「ダンピング」だと思っていなくても制度上「労務費ダンピング調査」で落札できないといった事態になりかねないか懸念される。	今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。
4	受注者に対し、既に法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書や掛金収納書を提出させている。作業が重複しているがどちらも実施させるべきなのか。	法定福利費、建退協掛金等の入札金額の内訳を記載した書類は入契法に基づき提出が必要です。
5	うち労務費、うち材料費などの項目を、工事費内訳書とは別の様式で提出させても問題無いか。	労務費や材料費等の項目を、現行の工事費内訳書とは別の様式で提出させることは問題ありません。
6	労務費ダンピング調査を実施したものとみなせるのは、施工体制を確認する評価項目がある場合のみということによいか。	施工体制を確認する評価項目がある場合のみ、労務費ダンピング調査を実施したものとみなせると考えます。
7	労務費等の内訳明示について経過措置が必要ではないか。	改正入契法の規定により内訳明示が義務化されるものであり、経過措置はありません。

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
8	<p>規定どおりの入札金額内訳明細書が提出されなかった場合、当該入札は書類不備で無効とすべきか。</p> <p>元請け側も積算システムを用いており、実務上は、当該積算システムの改修がされないと、法施行後の入札金額内訳明細書（労務費等が記載されたもの）の提出は困難だと思われるが、システム改修がなされるまでの間は、法施行後であっても、これまでどおりの対応でよいか。</p>	<p>無効とすべきかは、各発注者が判断するものになります。</p> <p>また、提出されなかった場合など不備が生じた場合においては、現行制度と同様に地方公共団体において適切に運用していただければと存じます。</p>
9	<p>労務費については官積算の100パーセントを確保する必要があるが、それに満たない場合は低入札等で失格になることもある。法的に義務でない労務費（賞与など）を支払っていないという理由で入札が失格になっているのは中小企業ではどうしようもない。</p>	<p>本ガイドラインでは労務費が官積算の100パーセントに満たない場合でも直ちに失格とはなりません。</p>
10	<p>労務費以外の部分（材料費や不可欠な経費など）についての内容の確認その他の必要な措置については、各自治体でどのように対応するか判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>労務費以外の部分についての内容の確認その他の必要な措置については、どのように対応するかは各自治体でご判断ください。</p>
11	<p>内容の確認では、労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建退共掛金、その他必要な経費を（以下「各項目」）入札時に発注者が確認するのか。それとも記載はさせるが確認しなくてよいのか。</p> <p>各項目が未記載である場合、著しく低い金額の場合の取り扱いはどうなるか。</p>	<p>労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建退共掛金、その他必要な経費を入札時に発注者が確認します。</p> <p>未記入や提出されなかった場合など不備が生じた場合においては、現行制度と同様に地方公共団体において適切に運用していただければと存じます。</p>
12	<p>「その他当該公共工事の施工のために必要な経費」の具体例を示してほしい。</p>	<p>共通仮設費や現場管理費、一般管理費等が考えられますが、この項目については発注者が定めることができます。</p>
13	<p>「直接工事費の97パーセント」といった数字の根拠を中央公契連モデルとあるが、積算の透明性を担保するためにも明確化すべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインでは機械経費・労務費・材料費別の算入率をお示ししております。</p>
14	<p>労務費と労務費以外の直接工事費を分けた運用とすべき。難しい場合でも、直接工事費に乗じる係数を1.0として運用すべき。</p>	<p>労務費ダンプ調査では運用上、直接工事費を指標として、直接工事費に乗じる係数0.97は労務費100%見込んでおります。</p> <p>そのため、0.97を採用することは適当と考えております。</p>

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
15	一定水準は全発注者が一律に設定すべき。	各自治体においては、労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で適切に設定していただくものと考えております。
16	労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲を示してほしい。	労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲を一概に示すことは困難であり、各発注者が現場の状況等を踏まえ適切に定めるものですが、基本は「0.97」以上です。
17	鋼構造物工事における工場製作費や下水処理場設備工事における機器費など、工事内容によっては、直接工事費に占める労務費以外の割合大きいと想定されるものがあるが、このような場合も、土木工事と同様の一定水準としてよいのか。	個別の工事の特性を鑑み、各発注者の判断により労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で独自の一定水準を定めることは差し支えありません。
18	「建築工事」に「設備工事」が含まれることを明示していただきたい。	全ての工事を網羅するものではないことから、ガイドラインに記載の無い工事については「土木工事」や「建築工事」をご参照いただきたいと考えております。
19	不慣れな職員でも計算ができるような表計算ソフト等による判定ツールも検討いただきたい。	今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。
20	<p>企業が内訳書では間接費を意図的に圧縮し、直接工事費を水増しする可能性があることや実際に下請業者や労働者へ支払われる金額との整合性を確認する仕組みが現行案にはない点が問題です。</p> <p>このままでは、ガイドラインによる労務費ダンピングの防止が形式的・表面的な書類審査に終始し、制度が形骸化する可能性が高く、受発注者双方に無意味な作業負担を強いるものと考えます。</p> <p>したがって、実効性を有する制度設計を切望いたします。</p> <p>内訳書の材料費・労務費等の金額を明記することだけでは数字だけ合わせられ、実際に適正な労務費の確保及び賃金支払いの実効性の確保が保障・証明されているか疑念が残る。それに、入札時の負担が増えるのも事実である。</p>	今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
21	<p>落札決定を行う時期はいつになるのか。合理的な理由の提出が無くても落札決定を行って問題ないか。</p> <p>また、一抜け方式で入札を行う場合、調査は全ての入札で落札決定を行ってから行えば良いか。</p> <p>事務フローにある合理的な回答がない等の等は、どういった場合を想定しているか。</p>	<p>「労務費ダンピング調査」の結果により契約を妨げるものではないため、落札決定についても問題ありません。</p> <p>また、一抜け方式の場合、全ての入札で落札決定を行ってからで問題ありません。</p> <p>ご指摘の”等”については、合理的な回答と判断できないケースなどが含まれます。</p>
22	<p>第1回入札は、予定超による入札の場合、予定超の入札金額の内訳に記載された労務費で、労務費ダンピング調査を実施するというのでしょうか。</p>	<p>再度入札の場合、入札金額の内訳を作成する時間が限られることから、再度入札の際には提出不要としています。</p>
23	<p>法定福利費相当額は、工事費総額に労務費率を乗じた労務費総額を基に算定することとしているが、市場単価方式等により計上しない労務費相当分に係る法定福利費の事業主負担額及び建退協掛金の扱いについて明示していただきたい。</p>	<p>労務費率により算定することを妨げるものではありません。</p>
24	<p>任意の市場単価・標準単価でダンピングが行われていた場合、必須項目のみでの判断では、正しい判断ができないのではないのでしょうか。</p> <p>市場単価、標準単価を廃止し、従来の歩掛積上方式で設計積算しないと、正しい数字が計上されないと考えます。</p>	<p>今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。</p>
25	<p>工事に携わる作業員の給与明細を提出させ、1日当たりの労務費と設計労務単価との比較調査することが必要。</p> <p>職種や工種別にでも、単価の下限自体を決めていただきたい。</p> <p>建築工事においても土木工事同様、設計単価設定時における材料単価の設定方法の明確化や標準歩掛整備により透明化を進めるべき。</p> <p>市場単価方式等により計上しない労務費相当分に係る法定福利費の事業主負担額及び建退協掛け金の扱いを明示していただきたい。</p> <p>工事費内訳書（建築）に明記する材料費、労務費は、当面、中科目レベルでも構わない旨の注記を追加していただきたい。</p>	<p>今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。</p>

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
26	<p>「合理的な回答（例）」や「合理的ではない回答（例）」だけでは、「合理的かどうか」の判断が出来ないことが懸念される。結果的に建設Gメンへの通報要否について判断が困難となり、通報控え、あるいは通報過多につながりかねない。</p> <p>よって、判断指標を具体化し、ガイドラインに記載して頂きたい。</p>	<p>理由の確認においては、適用している労務単価と歩掛に対する考え方の確認を行うことを想定しております。判断指標については個々の現場により判断していただくようお願いいたします。</p>
27	<p>合理的な回答（例）の1点目（大規模で作業性が良好のため、高い施工効率）、4点目（下請からの見積が材工分離されていなかった）は合理的ではないと考える。</p> <p>合理的ではない回答（例）に「本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した」とする内容を追記してもらいたい。</p>	<p>発注者の積算時の想定に対する受注者意見であること、調査開始時点では材工分離が進んでいない状況も考慮しから合理的な回答としています。</p> <p>ご意見を踏まえ、合理的ではない回答（例）に追記いたしました。</p>
28	<p>合理的な理由を回答できなかった落札者については、契約しないことや、落札者名を発注者間で共有し、以降の入札に参加できないようにすべき。</p>	<p>今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。</p>
29	<p>Gメンへの通報について、本ガイドラインの策定趣旨を徹底させるため、改善指導に加えて通報対象となった元請建設業者に対して、なんらかのペナルティ（入札無効、次回以降の入札参加を拒否など）を課してはいかがでしょうか。</p> <p>下請の労務費について、元請による監督責任を強化して、下請への支払い実績について報告義務を課す等の方策を導入することを検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>労務費ダンピングが行われていると認められる場合は、必ず建設Gメンによる調査を実施するようにすべき。</p> <p>落札候補者の過失により一定水準を下回った場合、落札させない、または建設Gメンに通報し、詳細な調査を実施した方がよい。</p> <p>合理的な理由がなかった場合の理由は公表し、発注者間で共有されることで、その落札者に対する監視を強化すべきと考える。</p>	<p>今後の労務費・賃金の支払いの実効性確保を推進する上で、参考にさせていただきます。</p>

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
30	端数処理の範囲を明示すべき。 また、端数処理の範囲は、1万円未満ということが良いか。	端数処理の範囲について、定量的な設定を示すことが困難であることから、一定の水準を示すことは考えておりません。 端数処理の範囲は各発注者が適切に判断していただくようお願いいたします。
31	現状の記載だと、この「労務費の比較」が必須のようにも見受けられ分かりにくいので、任意調査項目であることを明記して頂きたい。	明記いたします。
32	「最低制限価格（消費税抜き）」について、「調査基準価格（消費税抜き）」の誤りではないでしょうか。 都道府県の低入札価格調査等に関する記載に誤りがあります。	修正いたします。

※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また内容を適宜要約しています。

※ 掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。